

島根県新卒等訪問看護師育成事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に基づき策定した県計画に基づき、新卒等訪問看護師育成事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日、医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号、厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知の別紙）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 「新卒等訪問看護師」とは、看護基礎教育終了後、訪問看護ステーション等での勤務経験がなく、かつ、病院での勤務期間（休職期間を除く）が1年以内の看護師をいう。

(補助金交付の目的)

第3条 この補助金は、新たに新卒等訪問看護師を雇用又は配置し、島根県が策定した「島根県新卒訪問看護師育成プログラム」を参考に、新卒等訪問看護師の教育体制を整備する訪問看護ステーション等を支援することにより、新卒等訪問看護師が不安なく訪問看護分野への就労を選択できる環境を整え、もって、就労を促し、質の高い訪問看護師の確保を図ることを目的とする。

(補助金交付の対象)

第4条 この補助金は、第5条に規定する事業を実施する指定訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「対象事業者」という。）を交付の対象とする。

(補助金の対象事業)

第5条 第4条に規定する対象事業者が、看護師の資格を持つ者を雇用し、訪問看護業務に従事させる事業とする。

(補助金の対象)

第6条 補助金の対象は、第5条に規定する事業に要する経費のうち、別表の第3欄に定める経費とする。

2 補助金の対象とする期間は、雇用又は配置から1年とする。但し、新卒等訪問看護師の人件費については、雇用から9か月とする。

(補助対象経費等)

第7条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、別表の第1欄に定める事業種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第3欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額と、第2欄に定める基準額と比較して少ない額を交付額とする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受

- けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で単価が50万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (9) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助金の交付申請）

第9条 この補助金の交付を受けようとする者は、別紙様式第1による交付申請書に関係書類を添付して、知事に提出するものとする。

（概算払）

第10条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払をすることができる。

2 前項の規定により、補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式5を知事に提出するものとする。

（事業内容の変更等の申請）

第11条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別紙様式第2による変更交付申請書に関係書類を添付して、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

（実績報告）

第12条 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助事業者は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、別紙様式第3に关系書類を添付して、知事に提出するものとする。
- (2) (1)の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は交付決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則（平成30年3月26日医第1348号）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則（平成31年3月29日医第1691号）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附則（令和元年8月6日医第707号）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附則（令和3年3月24日高第1412号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則（令和4年3月23日医第1768号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 | 4 補助率 | 5 備考 |
|--|------------------|---|-------------|--|
| 島根県新卒等訪問 看護師育成事業 (人件費) | 一人あたり 2,934千円 | 新卒等訪問看護師の人件費(給与、法定福利費、諸 手当等) | 3/4 以内 | ・補助金の対象とする期間は、雇用又は 配置から1年とする。但し、新卒等訪問 看護師の人件費については、雇用から9 か月とする。 |
| 島根県新卒等訪問 看護師育成事業 (研修参加経費) | 一人あたり 200千円 | 新卒等訪問看護師の資質向上に必要な研修参加経費 (交通費、長期滞在経費、受講料等。但し、採用職 員が参加する研修に限る。) | 3/4 以内 | |
| 島根県新卒等訪問 看護師育成事業 (研修受入機関に 対する研修料) | 一人あたり 337千円 | 新卒等訪問看護師の研修受入機関(病院又は訪問看 護ステーション)に対する研修料 | 10/10 以内 | |